大阪公立大学
Osaka Metropolitan University
学術情報リポジトリ

『古今涇渭鈔』の成立とその性格

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青木, 賜鶴子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00011105

『古今涇渭鈔』の成立とその性格

青木賜鶴子

東常縁の古今集注釈としては、常縁から宗祇に伝えられた『両度聞書』が知られている。しかし、『両度聞書』に記されている内容のすべてが常縁の説であったのかどうか、確証はない。むしろ、本稿で取り上げる『古今涇渭鈔』の内容と成立を考えると、宗祇の『両度聞書』が東常縁の説を忠実に伝えるものとは思えなくなってくるのである。

さて、問題の『古今涇渭鈔』は、従来、『国書総目録』や松田武夫氏の『勅撰和歌集の研究』などによって京都大学附属図書館蔵本の存在が紹介されていたものの、内容については、ほとんど検討されていない。本稿では、新資料として、谷山茂博士と片桐洋一先生の御架蔵本を紹介するとともに、奥書及び注釈内容の検討を通して、『涇渭鈔』の成立とその性格とを探り、あわせて、古今和歌集注釈史における位置づけを試みておきたいと思う。

一

はじめに、『涇渭鈔』の現存伝本を簡単に紹介しておく。いずれも江戸時代中期の写とおぼしい。

谷山茂博士本は、袋綴の大本一冊、外題・内題ともに無く、仮名序注・歌注・墨滅歌・真名序を載せている。

京都大学附属図書館本（二三・コ・四八）は、袋綴の大本一冊、表紙左肩に「古今涇渭鈔　全」と題箋を貼り、内題はない。谷山博士本と同様に、仮名序注・歌注・墨滅歌・真名序を載せ、所々に同筆の異本書入が見られる。

片桐洋一先生本は、袋綴の六半本二冊、現在は用紙が裏打され、改装されている。上下一組のような体裁になっているが、各々性格が異なるため、仮に甲本・乙本と呼ぶ。

甲本は、表紙左肩に「古今読人不知哥作者付／一ヨリ十五迄」、

中央に「乾」と書き、内題はない。巻一～巻十四の歌注のみを載せる。内容は、詠人不知歌の作者名を中心に抄出したものである。

乙本は、表紙左肩に「古今涇渭鈔／十六ヨリ廿巻迄」、中央に「下巻」と書き、内題はない。巻十六以降の歌注のみを載せる。外題の「下巻」と併せ考えれば、もと三冊本であろうか。内容は、清濁など読みに関する注を中心に抄出したものである。

このように、谷山博士本と京都大学本は同系統と考えられ、片桐先生本は、おそらくそれとは別系統の一本から、目的に応じて各々抄出したものが、誤って別々の組み合わせになったと考えられる。

次に、奥書を検討したい。以下、各伝本の奥書、及び注記に、私にA～Fの記号を付して順に掲げる。

A此集一部之清濁口伝、前ニアルハ道暁ニ相伝ス。アナノアキタルハ頼数ノ御本ヲウツス。又、左ノハ常縁ノ御本不違ウツス。イツレモイツレモ当流ノ金言ナルヘシ。ノコリテアル斗ニ筆ヲツク。同事ヲハ重而不加云々。

これは、片桐先生乙本と谷山博士本に存するが、谷山博士本には前遊紙の付紙に記されており、それと同系統の京大本には見えない。谷山博士本は、片桐先生乙本系統の伝本を参照して後に補ったのであろう。

この奥書Aによれば、『涇渭鈔』の著者は、道暁なる人物から相伝を受けたようである。

道暁は、東常縁の弟子・大坪基清の法名であろうといわれている。

林祝子氏は、『月花集拾遺』の奥書に、

明応二年三月日　　東常縁弟子関東大坪治部少輔沙弥道教

とある「道教」に関して、『図書寮典籍解題（続文学編）』所収の『古今相伝人数分量』に、東常縁が古今集を相伝した人物の一人として「大坪治部少輔基清」の名が見えることを指摘され、姓字からも官位名からも、道教と基清は同一人物であろうと推測されたが（「月花集拾遺について」『大妻国文』九号）、さらに石川常彦氏は、赤瀬信吾氏が紹介された東京大学資料編纂所蔵『自讃歌注』の識語中に、

文明十五年八月廿三日　　大坪道暁　在判

とあることから、「『教』字は音の共通からくる書写者の誤りで、右記東大本奥書の『暁』字の方が正しいであろう」とされ、「林氏の指摘の通り、文明三年六月辺から常縁周辺に散見する大坪基清の法名が沙弥道暁と見てよかろう」と述べておられる。（『月花集拾遺温泉寺本自讃歌注』解説）

両氏の御説の如く、道暁と基清とが同一人物であると考えるならば、文明三年（一四七一）六月～七月の常縁の古今集講釈（『両度聞書』の後度講釈）を宗祇とともに聴聞し、文明五年（一四七三）

に常縁から「相伝一流」を伝受した[注4]基清（すなわち道暁）の名を用い、道暁相伝の説とともに、常縁とその長子頼数の説を「当流ノ金言」と称揚する『涇渭鈔』の奥書Aは、それが東常縁流における最も正統な説であることを主張するものと言えよう。

著者による奥書は、このAだけであるが、谷山博士本の巻二十巻末、一一〇〇番の注記に、

B道暁ニ聞侍キ。此哥ヲ末ニイル、子細、（略）口伝也。秘々。
明応弐年正月十二日書之　　平朝臣氏胤

とあるのは注意される。氏胤は、東常縁の兄・氏数の子である。同系統の京大本には、この注記が全く見られず、片桐先生乙本には「明応弐年」以下だけがないので、谷山博士本は、「明応弐年」以下を備えた片桐先生乙本系統の伝本から後補したのであろう。

さて、この部分を素直に読めば、道暁からの口伝を明応二年（一四九三）一月十二日に書きこんだのが氏胤である、と解され、これを書いた氏胤自身が著者であるか、少なくとも、著者が相伝した道暁の口伝を知り得る立場にいたと考えられる。ただし、「明応弐年」以下は前の注記と成立を異にすると考えるならば、氏胤は書写者にすぎないことになる。この点については、注釈内容を検討した後に、改めて考察したい。

以下の奥書は、各伝本の書写の段階で記されたものである。

C右古今[注5]徑渭鈔一冊、冷泉家自筆之旧本不慮求得之。仍不違一字令書写校考及五遍者也。
貞享四年八月下旬　　〈谷山博士本〉

D右古今集涇渭抄者西三条殿以家之本令書写。遂校合畢。
于時貞享四丁卯暦二月十一日　　〈京大本〉

E此古今涇渭抄者三条西殿御秘本也。実教公ノ御時、許容之有令書也。

F頼数ハ始不知。高野山金剛三昧院和哥短冊ニ此御名有。尊氏・為秀ノ同時也。　　〈片桐先生乙本〉

C～Eの奥書を総合すると、『涇渭鈔』は、三条西家に伝えられて秘本として蔵されていたが、実教（一六一九～一七〇一）の時、おそらくCとDに見える貞享四年（一六八七）に近い頃に書写を許されて広まったものと思われる。Cの「冷泉家自筆之旧本」は、この三条西家本を冷泉家の人物が写した本であろう。

片桐先生乙本には、奥書AEに続けて、Fの注記がある。これは、奥書Aの「頼数」についての注記であるが、康永三年（一三四四）に奉納された『高野山金剛三昧院短冊』（続群書類従四〇三所収）には、尊氏・為秀の名はあるが、頼数の名は見えないし、また、東常縁流の説を伝えようとする『涇渭鈔』であれば、「頼数」は当然東常縁長子の頼数をさすと見るべきであろうから、この注記

は正しくない。

二

前章に掲出したように、現存伝本の奥書C～Eには既に〝涇渭鈔〟の書名が見え、遅くとも貞享の頃までには〝涇渭鈔〟と名付けられていたことが知られるが、これが本来の書名であったとは考え難いことをまず明らかにしておきたい。

『涇渭鈔』の「涇渭」は、中国陝西省で合流する涇水と渭水を指し、涇水は濁り、渭水は澄んでいるところから、清濁の区別が明らかな喩えとして用いられることが多い。したがって、『古今涇渭鈔』とは、〝古今集の清濁を明らかにするための注釈書〟の意となる。

しかしながら、『涇渭鈔』の注記の中には、清濁に関する注も多いが、後述するように、詠人不知歌に作者名をあてるものや、『為家抄』『六巻抄』などを利用した記述も多く、清濁だけを目的にした注釈書ではないのである。

さらに、現存『涇渭鈔』は、古今集の本文を部分的に抜き出して注を加えているが、本来は、古今集の写本にをもとにして、その本文に注を書き入れる〝書き入れ注〟であったと考えられ、そのような古今集の写本を「～鈔(抄)」と呼ぶのは不自然なように思われる。

書き入れ注であったと考える根拠は、たとえば、春上・二八番、春下・七五番、同・一二一番の掲出本文を太字で示し、そのうち注記のある部分に傍線を引いて掲げると、

ももちとりさへ つる春は物ことにあらたまれとも我そふりゆく
桜ちる花のところは春なから雪そふり**つゝきえかてにする**
いまもかもさきにほふらむたちはなの**こしまのさき**の山吹の花

このように、注では問題にされていない部分も共に掲出され、しかも、不自然な切り方をしたものが少なくない。これは、注のある部分が後に抜き出されたことを物語っている。

また、雑上・八八五番の詞書、

田むらのみかどの御ときに、斎院に侍けるあきらけいこのみこを、はゝあやまちありといひて、斎院をかへられんとしけるを、そのことやみにければよめる

の注を見ると、

文徳
田むらのみかとの御とき㋐トハ賀茂明神ノ后ノ御事也ト云也。文徳ノ皇女
慧子
あきらけいこ　母あや　母藤列子従五位上是雄女　④伊勢ヲハ斎宮ト申。

これは谷山博士本を掲げたが、他の二本には、

文徳
田むらのみかとの御とき
慧子　文徳ノ皇女
あきらけいこのみこを母　母藤列子従五位上是雄女　④賀茂ヲハ斎院ト云、伊勢ヲハ斎宮ト云。

〈京大本〉

文徳
田むらのみかとの御とき㋐トハ賀茂明神ノ后ノ御事也ト云也。
慧子
あきらけいこ
母あやまち母藤列子従五位上是雄女㋑伊勢ヲハ斎宮ト申。

〈片桐先生乙本〉

とある。掲出本文がそれぞれ異なっているのも注意されるが、私に――線を引いた㋐㋑の注記は、「斎院」に対する注記と思われるにもかかわらず、三本ともにその本文を掲出していないのは更に注意すべきである。また、注記のうち、私に～～線を引いたものは、定家の古今集写本に見える勘物であるが、このような勘物が注記とともに示されているのも、底本の古今集写本に存在した勘物を共に抜き出したためであろう。

このように、『涇渭鈔』のもとの形、いわば第一次『涇渭鈔』は、古今集の写本に注を書き入れた〝書き入れ注〟であり、その注記には清濁以外のものも数多く含まれていたと考えられ、この段階では未だ『涇渭鈔』という書名も付けられていなかったと思われる。そして、おそらく別人によって、注記の部分だけが本文の一部とともに抄出されて第二次『涇渭鈔』が成立し、現存諸本に至ったと考えられる。『涇渭鈔』という書名は、この第二次本以降のある段階で、清濁を載せる注釈書と見なされて、あるいは奥書Aに「此集一部之清濁口伝」云々とあることによって、命名されたのであろう。

三

以上、『涇渭鈔』が本来の書名であったとは考え難いことを明らかにしたが、この書名が付けられたことからもわかるように、『涇渭鈔』には清濁に関する注が多い。そこで、このような注記について次に見ていくことにする。

先に掲出した奥書Aに、清濁の口伝は、道暁相伝の説（右側）・常縁本の声点（左側）・頼数本の声点（白丸）を載せたとあったが、実際、『涇渭鈔』には、この三種の声点が比較的詳細に記されている。

しかし、右側の声点はわずかであり、道暁相伝の説は、古今集本文の傍らに示されているようである。中でも、

心ニナト思テ慥ニナトハ聞ヘヌ様ニよむへし云々。
仁和のみかとみこに　（春上・二一番詞書）

誹諧哥　はいかい、如此モヨムヨシ申。哥ト云字ヲ加テヨム時ハ不然ト云々。能々可問。　（雑体）

などのように、引用の形になっているものは、道暁相伝の説であることを思わせる。

その説は、たとえば、

カナ・マナトモニオツシカウチノミツネト当流ニハヨムナリ。
凡河内躬恒　（春上・三〇番作者）

と、「当流」としてあげる「オッシ」説が、二条家の説を伝える『六巻抄』をはじめ、堯恵の『延五記』、三条西家の『伝心抄』などのいわゆる二条派の説と一致していることから見て、二条派の説を「当流」と考えているようである。

また、次の二例のように、常縁本・頼数本の声点にさらに注を加える場合もある。

貞観の御時綾綺殿のまへに（声ニコリテアレトスミテヨムヘシ。）（秋下・二五五番詞書）

源まさすみスミ不審。すみ歟。如何。（下略）（春上・一二番作者）

はじめの例では、頼数本から写した白丸の声点は、当時為家の真作とされていた[注5]『三秘抄古今聞書』の声点と一致するが、寂恵本・毘沙門堂註本・古今訓点抄などは注記のように「スミテヨム」説をとっている。二条派ではこちらの方が一般的になっていたのであろう。

後の例の常縁本の声点は、『六巻抄』や、二条派のうち、堯恵の『延五記』、猪苗代兼載の『古今私秘聞』などの堯恵系の注釈書があげる説であり、注記の「ズミ」と読む説は、同じ二条派でも、毘沙門堂註本や三条西家の『伝心抄』などと一致する。

このように、二条派の説が一致する場合は、『涇渭鈔』もその説に従うことが多く、二条派の説が分かれている場合には、堯恵の系統とは対立する場合が多いようである。

また、以上三種の説のほかに、「先人ノ御本」「先人ノ御説」として提示されている注記がある。このうち、春上・八番詞書の「正月三日」の注に、

ムツキトヨム也。先人ノ御本ニ有。素明堯孝ニ習給時ハ、ムツキミカト伝也。先人常縁伝受ノ時ハ、シヤウクワチミカトイヘリ。共ニ可用之。

とあるのによれば、「先人」は常縁から直接伝授を受けたと考えられ、『涇渭鈔』の著者は、「先人ノ御本」とともに、「先人」が常縁から相伝した説をも授けられていたと思われる。

『涇渭鈔』があげる「先人」の説は少ないが、たとえば、

文字ノマ、ニヨム也。イトヨム也。先人ノ御説。（離別・三八五番詞書）

さけたうひける

ハクワカウトヨム也。（略）

百和香　ヒヤクワカウ先人ノ御本也。（物名・四六四番詞書）

こひしきか　先人ノ御本ハスメリ。（誹諧歌・一〇二四番）

あなしの山の　（大歌所御歌・一〇七六番）

先人御本。

の四例のうち、三八五は『延五記』などでは触れられず、残り三例はいずれも『延五記』などと対立する[注6]、というように、やはり堯恵の説とは異なる場合が多いようである。

古今集の清濁や読み方を注釈することは、堯恵の『古今集声句相伝聞書』など、そのことだけを目的にした注釈書をはじめ、この時代、おもに堯恵の流派が盛んに問題にしていた事柄であるが、そのような風潮を背景に、『涇渭鈔』も、常縁本・頼数本の声点とともに、常縁の説を伝受した「先人」や道暁の説を用いて東家説に広がりを持たせながら、自家の説を主張しようとしたのであろう。

四

清濁に関する注記は、その頃の流行を背景に『涇渭鈔』でも問題にされたと考えたのであるが、以下に述べる詠人不知歌の作者注の場合も、同様の事情があったと思われる。

『涇渭鈔』は、ほとんど全ての詠人不知歌に作者名をあてている。詠人不知歌の作者が実は誰それなのだと称する注釈書としては、永正六年（一五〇九）に成立した、堯智の『古今集読人不知考』（続群書類従四五三所収）、神宮文庫などに蔵されている『古今無名作者抄』（注7）など、それを目的としてまとめられた書をはじめ、未刊国文古註釈大系所収の『毘沙門堂本古今集註』など、中世の数多くの資料が紹介されているが、『涇渭鈔』と完全に一致するものは見当らない。

今、右にあげた三本について、『涇渭鈔』との相違を示すと、たとえば、春上・六五番「折りとらば」の歌の作者を『涇渭鈔』は「聖武」とするが、『古今集読人不知考』は文徳天皇、『古今無名作者抄』は不住〻〻御歌とし、『毘沙門堂本古今集註』は紀ノアリトモをあてる。また、夏・一四五番「夏山に」の歌の作者を『涇渭鈔』が「惟喬母」とするのも、『古今集読人不知考』『古今無名作者抄』がそろって七条中宮をあてているのと対立する。なお、『毘沙門堂本古今集註』は、この歌の作者について触れていない。

もちろん、この三本以外のものを含めて、部分的には一致する場合も多いのであるが、右のような例を見ると、単にこれらを集めたのではないと思われる。そして、この違っている部分こそ、東家独自の〝秘説〟なのであり、作者名をあげる注釈方法の流行を背景に、東家説を主張するために取り入れられたと考えられるのである。

五

さて、『涇渭鈔』の注記を分析してみると、以上述べてきた清濁や詠人不知歌の作者に関する注記のほかに、二条宗家の為世とその弟定為法印の説を伝える、行乗の『六巻抄』や、後述する『為家抄』などが利用されていることに気づく。

とりわけ多いのが『六巻抄』の利用である。今、試みに、春上・冒頭部を比較してみる。

涇渭鈔	六巻抄（注8）
在原元方　業平孫也棟梁男 春ヲ上下ニスル事、正月一日ヨリ二月十五日迄ヲ上トシ、十六日ヨリ三月尽迄ヲ下トス。 (1)年の内に春は来にけり一とせをこそとやいはんことしとやいはむ 御抄云、ヒチテトハ、ヒタシテト云心也。今ノ世ニハヨムヘカラス。 (2)袖ひちてむすひし よみ人しらす (3)春霞たてるや 長良御女清和后也陽成御母二条のきさきの春のはしめの御うた マナノ時ハ御、カナノ時ハオホンナリ。当流也。為家卿頓阿ニ伝給ふ時ハ、いつれもオホンナリ。共ニ是ヲ用ヘシ。 只旧年ノ雪ハ猶消ヌニ、日数ハ春ニ成テ、泪モ氷リ雪ニトチラレタリツル鶯ノヲノカ春ニ逢テ、コホレル泪モトケヌラントイヘルニコソ。 (4)雪の内に春はきにけり 二条の后の雪の中に春はきにけり、此歌顕昭ナドコトアリガホニイヒタレド、殊義アルベシトモ不見。只舊年ノ雪ハ猶キエヌニ、日数ハ春ニ成テ、涙モ氷リ雪ニトヂラレタリツル鶯ノヲノガ春ニアヒテ、コホレル涙モトケヌラント云ヘルニコソ。	万葉ニハ憤ト云。ムスビシハ約ナド云心也。月令云、立春日東風、文字消也。 袖ひちてむすびし水、袖ヒタシテ也。御抄云、ヒチテトハ、ヒタシテト云心也。此詞、昔ノ人ノコノミヨミケルニヤ。古今ニハオホク見ユ。後撰ニハヒトツタツアルニヤ。今ノ世古来風躰抄ニモイマシメラレタリ。ノ哥ニハヨムベカラズトゾイマシメラレシ。 はるかすみ 二条家正統の説を載せるものと

一致する部分に傍線を引いたが、右のように、『六巻抄』のほとんど全ての注記を、何らかの形で利用している。（注9）

また、『六巻抄』の注記が比較的長い場合は、「付紙」の形をとることが多い。

たとえば、恋三・六一九番の注を見ると、

真雅僧正　人丸共
＼よるへなみ

付紙ニ

よるへなみ、御抄云、タトヘハ立よりたのむ縁なとアルあたリヲイフ也。無縁ニサシハナレタルヲヨルヘナシト云也。此事タヽヨルヘト云詞ニテ哥ニモヨミ、詞ニモカケハ、昔ノ人ハウタカヒ思事モナク云ツタヘタルヲ、チカキ世ニ、物ノヨシヲシラス、フルキ事ヲ見サトラヌモノヽ、源氏物語ニ賀茂祭日ヨルヘノ水トヨミタルハ、社頭ニ神水トテ瓶ニ入タル水也ナト自由ニイヒイテタルハ、イタツラ事ナリ。同物語ノカタハラノ巻ヲタニ見サリケル、イフカヒナキ事也。後撰哥　滋幹　ナルトヨリサシイタサレシ舟ヨリモ我ソヨルヘモナキ心地セシ　カスナラヌ身ハウキ草ニナリナ、ムツレナキ人ニヨルヘシラレシ

とあるが、このうち、「付紙ニ」以下は、『六巻抄』の注記をそのまま利用したものである。これは、おそらく、『涇渭鈔』のもとになった古今集伝本の余白には書ききれなかったために付紙に記してあったものを、そのままに書写したのであろう。

『六巻抄』は、寛正二年から三年（一四六一～一四六二）に円雅の所持本を東常縁が書写して以来、二条家正統の説を載せるものと

して東家に代々伝えられていたと考えられ、それを利用することによって、東家の説をさらに補強しようとしたと思われる。

六

『六巻抄』とともに注目されるのが『為家抄』の利用である。

現在の『為家抄』が、為家の真作ではなく、二条派の人物による偽作であることは、片桐洋一先生の『中世古今集注釈書解題一』に詳しいが、当然のことながら、この時代は、たとえば明応頃に成立した宮内庁書陵部蔵の『古今秘注』が「為家卿曰」として『為家抄』を引用している事実によっても、一般に為家の真作と信じられていたことは疑えない。

以下、初雁文庫蔵本『為家抄』によって、『為家抄』と全く一致する部分に傍線を、ほぼ一致する部分に△印を付して数例をあげてみる。

此哥ハ、橘ノ大公ト云人、うち橘ノ小嶋ト云所ニ寺ヲ作テ、山庄トシテ山吹ヲウヘテアイス。此人事有テ、オキノ国ヘナカサレケリ。仍、平生通ケル女ノ、又ノ年よめるとなんイヘリ。

（春下・一二三番）

此哥ノ心、そのなのむつましけれは旅ならすともやとらんト也。

（秋上・二二八番）

此山、紀伊国ト大和国トノサカキニ、イモセノ山トテ二有。其中ニナカル、河ヲ吉野川ト云ナリ。哥ノ心ハ、カキリナクムツマシキ中モ、ツキニ離別ノ事ハリ有也。心深クヨメル歟。能々可口伝也。（略）

（恋五・八二八番）

※相伝云、みたりノ翁ノ事、例ノ様〳〵ノ秘事トテ、サシタル証拠モナキ事ヲ申人多歟。此集撰四人モ不勘明。只、昔ありける翁、ト斗しるして、ソノ名ヲアラハサス。然ヲ、末学ノ浅智勘シルラン事信シカタシトヨ々。

（雑上・八九五番左注）

※『為家抄』には、「宗匠義云」とある。

このように、『為家抄』を用いて、和歌の本説を述べたり、「哥ノ心」として一首全体の解釈を示す場合が多いのであるが、ここで、私に・印を付した最後の二例について考えてみたい。

八二八では、末尾に「能々可口伝也」と付け加えて、『為家抄』の説を非常に重視しているし、また、八九五においては、『為家抄』のいう「宗匠」の説を、「相伝」の説としている。

「宗匠」とは、『六巻抄』、北畠親房の注釈、(注10)飛鳥井家の『古今栄雅抄』などに見るように、おもに二条派の注釈書において、二条家を指して言われることが多いようであるが、これを「相伝」の説とするのは、その説が、為家から直接相伝されたものとして伝えられていたことを示している。

また、春上・二八番「もゝちどり」の注、

ウクヒスハ入トモ、ウクヒスニ百千鳥ハ入カタシト古入道ハ申ヲキ侍ナリ云々。

は、やはりこの時代に為家の作と信じられていた『三秘抄 古今聞書』(注11)に、

（略）百千鳥に鶯はいるとも、鶯に百千鳥はいりがたし。故入道は申をき侍也。然ば、鶯にかぎらずと云々。

とあるのによったものと考えられ、為家の著作と思われるものは、できる限り参照している感じである。

さらに、先に引用した、春上・冒頭部に見られる「為家卿頓阿ニ伝給ふ時ハ……」（四番詞書「御うた」の注）のように、「為家卿」とはっきり名をあげて、為家伝来の説であることを示すものもある。ちなみに、この説は、『為家抄』『三秘抄古今聞書』などには見えない独自の説である。(注12)

ここで思い出されるのは、東家の先祖の素暹法師が、為家から相伝を受けたと伝えられていることである。

たとえば、『実隆公記』文明十八年七月一日の条に、宗祇が実隆に対して、和歌についてのさまざまな雑談をした内容が、数ケ条にわたって記されているが、その第一に、

一、不立不断事　故藤常縁云、於不立不断事者吾家所知也。其謂□二条与冷泉不相別之以前先祖素暹法師受為家卿説。（略）

とある。二条家・冷泉家の説の相違点として有名な、仮名序の「ふじの山もけぶりたゝず」について、二条家と冷泉家とが分かれる以前から、東家の先祖の素暹法師は為家の説を受けている、つまり、東家の古今説は、それほど古く正統である、と主張している。

従って、為家の説は、東家の人物にとっては最も規範となる正統の説であったと考えられ、為家の説を引用することによって、東家がいかに正統であるかを主張し、また、『為家抄』や『三秘抄』の利用によって、その為家説を、さらに完璧なものにしようとしていると考えられるのである。

以上述べてきたことをまとめてみると、『涇渭鈔』は、東家の人物にとって最も規範とすべき、『為家抄』『三秘抄』などの為家説を用いつつ、二条家正統の説を伝える『六巻抄』によってそれを総合的に補強し、また、当時流行していた清濁については、常縁本・頼数本・「先人」説・道暁説などによって東家の説を主張し、同じく流行の詠人不知歌の作者についても言及して、東家の立場を明らかにしようとしたものと考えられる。

こうしてまず成立した第一次『涇渭鈔』は、古今集の写本に注を書き入れた〝書き入れ注〟であったと推測されること前述の如く

であるが、その後、おそらく別人によって、さらに注の部分のみが本文の一部とともに抄出されて注釈書の形にまとめられ（第二次『涇渭鈔』）、現存諸本に至ったと考えられるのである。

七

それでは、このようにして『涇渭鈔』を作りあげた人物は、いったい誰なのだろうか。その性格をさらに一歩進めて考えながら、以下に卑見を述べてみたい。まず第一に注目したいのは、『涇渭鈔』が東常縁から宗祇に伝えられた例の『両度聞書』を全く無視しているという事実である。

周知の如く、『両度聞書』は、おもに「下の心」として教訓的な解釈を述べる点に大きな特色があるが、そのような注はもちろん、ごく一般的な歌の解釈についても、『両度聞書』は全く用いられていない。

『涇渭鈔』は、前述したように、道暁からの相伝であることを度々主張しているのだが、道暁すなわち大坪基清もその講釈を同聴した『両度聞書』を全く無視している事実は重大である。すでに宗祇によって世に広まっている東常縁説は、東家の奥義を伝えていない、と主張しているとしか私には思えないのである。つまり、同じ東常縁流でありながら、宗祇とは別の流派であることを強く意識し、宗祇一派に対抗するために、東家本来の説はこれなのだという姿勢で、その集大成をめざして著されたものと考えてみたいのである。

井上宗雄博士の『中世歌壇史の研究室町前期・室町後期』によると、奥美濃の郡上東家は、常縁長子・頼数の後、氏数流の元胤が当主となり、延徳元年（一四八九）頃、元胤の死によって弟の氏胤が嗣いだらしい（室町後期299頁・室町前期364頁年譜）。氏胤は、文亀元年（一五〇一）に常縁の子・常和から東家相伝の古今説を伝受している（室町前期237～238頁・同366頁年譜）。

一方、常和の弟・素純は、明応四年（一四九五）に宗祇から古今伝受し（室町後期59頁・室町前期365頁年譜）、文亀二年（一五〇二）に宗祇が箱根で没した時も、馳せ参じて臨終に古今聞書・切紙を受ける（室町前期366頁年譜）など、全く宗祇の門弟として行動している。

ここで注意されるのは、氏胤と素純とがどちらも東家の「十代末葉」を名乗っていることである。素純が明応八年（一四九九）に著した『かりねのすさみ』の奥に「十代末葉素純」とあり（室町後期103頁）、明応九年（一五〇〇）に写した『源氏物語之詞并歌抄出』、大永三年（一五二三）に編んだ古今集の注釈などにも「十代末葉素純」と記している（室町後期105頁・同59頁）。そして、氏胤もまた、文亀以後（一五〇一～）、「十代末葉」を称しているのである（室町

前期366頁年譜)。時期的にもほぼ同じ頃であり、東家内部における、宗祇派と反宗祇派との対抗意識があったと考えられる。

そこで、第一章に掲げた、Bの氏胤の注記が注目される(本稿一九ページ参照)。最も可能性が高いのは、この注記を書きこんだ人物が著者自身である、すなわち、著者は氏胤その人である、とする考え方である。もしそうであれば、成立年は、Bが記された明応二年(一四九三)であろう。これは、氏胤と素純とが共に「十代末葉」を称しはじめた時期とも符合する。

さらに、第三章で触れた「先人」であるが(本稿二二ページ参照)、「先人」という呼称は、定家が俊成を指してこう呼んだように、自分の父か、あるいは教えを受けた師に対して用いられることが一般的であり、また、先に掲げた、春上・八番の注記によれば、「先人」は常縁から直接伝授を受けた人物である。そのような人物として、氏胤が相伝を受けた、常縁の子・常和を「先人」と考えるならば、やはり氏胤の立場から書かれていることになる。

このように、『涇渭鈔』は、郡上東家の当主たる氏胤が、宗祇派を標榜する素純に対抗するために、これこそが東家本来の説であるという立場からまとめあげたものであり、その成立は、明応二年(一四九三)としてよいのではないかと思うのである。(注13)

以上、『涇渭鈔』の成立とその性格を論じながら、著者についての卑見を呈示してみた。御批正を仰ぎたい。

(注1) 以下、『涇渭鈔』の引用は、特に伝本を示さない場合、谷山博士本による。なお、私に句読点を施した。

(注2) 「佐賀鍋島文庫蔵『自讃歌註』をめぐって」(『国語国文』第四七巻一〇号)

(注3) 宮内庁書陵部所蔵の桂宮本『古今和歌集聞書』(近衛尚通本『両度聞書』)の尚通奥書に、「後之度の聴聞は上総国大坪基清懇望之時令同聴了」とある。

(注4) 京都大学国語学国文学研究室所蔵の『古今和歌集』(ECI 6)の奥書中に、「文明五年正月七日以相伝一流説授源基清畢/従五位下下野守 平常縁」とある。

(注5) 大島雅太郎氏旧蔵本の奥書に、為家が教示した和歌の難義・秘事などについての家説を悉く記した旨の奥書があり、『了誉古今序注』は、「為家卿云」として『三秘抄古今聞書』を引く。これが後人の偽作であることは、片桐洋一先生によって論証されている。(『中世古今集注釈書解題145~154頁参照)

(注6) 『延五記』は、四六四を「百和香(ハクワカウ)」、一〇二四を「か」、一〇七六を「し」とし、『古今集声句相伝聞書』も四六四を「百和香(ハク)」、一〇二四を「か」として、「先人」の説とは異なっている。なお、兼載の『古今私秘聞』には、一〇二四に「カ字濁ヘケレ共清ト云々」、一〇七六に「シノ字濁ヲ用。清説モアリ」と注記されている。

(注7) 野中春水氏「古今集読人不知考と古今無名作者抄」(『甲南大学文

学会論集』第三二号）に、神宮文庫本の内容が紹介されている。本稿でもこれを使用した。

（注8）『六巻抄』の引用は、片桐洋一先生『中世古今集注釈書解題三（資料篇）』所収の東山御文庫本によった。

（注9）ただし、裏書の部分は相伝されていなかったのか、全く引用が見られない。

（注10）仮名序の注が「親房卿古今集序注」として続群書類従四五三に収められ、歌注部分は、金平妙子氏「北畠親房の古今集註上・中・下」（『藝林』第二九巻二～四号）に翻刻されている。

（注11）『三秘抄古今聞書』の引用は、片桐洋一先生『中世古今集注釈書解題一』所収の大島雅太郎氏旧蔵本によった。

（注12）おそらく、種々の注釈書に引用されているものの、今は伝わっていない『頓阿注』からの引用であろう。

（注13）なお、（注4）で触れた京大研究室本『古今和歌集』は、相伝の説を基清に授ける旨の常縁の奥書のほか、氏胤に授ける旨の常和の奥書等を備え、朱と墨による書入や声点が多いが、奥書・注記ともに二種以上の系統が混在していると考えられ、常縁・常和等の説をどこまで伝えているか疑問が残るので、本稿では触れなかった。

（付　記）

貴重な御蔵書の閲覧・調査を快くお許し下さいました谷山茂先生、片桐洋一先生に、深謝いたします。

なお、本稿は、昭和五十八年十月三十日、宮城学院女子大学で行なわれた和歌文学会第二十九会大会において口頭発表したものを骨子にしております。発表の際、御教示をいただきました橋本不美男先生、井上宗雄先生、三輪正胤先生に、心から御礼申し上げます。

（本学修士課程在学）